2023年8月7日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2023年台風第6号の影響により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【沖縄県】 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、 沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、 国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、 国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、 国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、 中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、 中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、 島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、 島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、 島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、 島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、 島尻郡八重瀬町	2023年 8月1日	災害救助法施行令 第1条第1項 第4号適用

以上